大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）

に関するFAQ

令和3（2021）年11月

大阪府府民文化部人権局

目　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問内容 | ページ |
| Q1 | 令和元年11月に施行された「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」は、どのような条例なのですか。 | ｐ１ |
| Ｑ２ | ヘイトスピーチとは、具体的にどういったものですか。 | ｐ１ |
| Q３ | なぜ、ヘイトスピーチを禁止する条例を制定したのですか。 | ｐ１ |
| Q４ | この条例の対象は、外国人に対するヘイトスピーチのみであって、日本人に対するヘイトスピーチは対象にならないのですか。　 | ｐ２ |
| Q５ | ヘイトスピーチを行った者の氏名の公表やその内容等に対する大阪府の認識の公表を規定しないのですか。 | ｐ２ |
| Q６ | 罰則は設けないのですか。 | ｐ２ |
| Q７ | 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」と、この条例の違いは何ですか。 | ｐ３ |
| Q８ | この条例に基づき、大阪府は、市町村とどのような取組を行うのですか。 | ｐ３ |
| Q９ | 大阪市では「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が制定されています。大阪府の条例において、大阪市域は、対象外となるのですか。 | ｐ３ |
| Ｑ１０ | ヘイトスピーチにより、傷ついたり、被害を受けたりした場合は、どうすればよいのですか。 | ｐ４ |

|  |
| --- |
| Q１　令和元年11月に施行された「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」は、どのような条例なのですか。 |

 A１

〇　この条例は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを禁止するものです。

〇　この条例には、ヘイトスピーチの禁止のほか、大阪府はヘイトスピーチ解消のための施策を実施すること、府民及び事業者は大阪府の施策に協力するよう努めることを規定しています。

　〇　この条例により、大阪府からヘイトスピーチをなくそうという意識を府民に共有していただき、全ての人がお互いに人種や民族の違いを尊重し合いながら共生する社会を築くことをめざしています。

|  |
| --- |
| Q２　ヘイトスピーチとは、具体的にどういったものですか。 |

A２

〇　条例では、「特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」をヘイトスピーチと定めています。

〇　ヘイトスピーチに当たる言動は様々ですが、特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような差別的言動で、例えば、次のようなものが該当すると考えられます。

1. 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの

（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）

1. 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの

（「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など）

1. 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

　　（参考：法務省ホームページ）

|  |
| --- |
| Q３　なぜ、ヘイトスピーチを禁止する条例を制定したのですか。 |

A３

〇　大阪では、2025年大阪・関西万博をはじめとした国際イベントや出入国管理法改正などにより、今後、来阪する外国人が一層増加することが見込まれます。

〇　ヘイトスピーチについては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行後においても依然として見受けられ、特にインターネットを利用した悪質な事象も発生しています。

〇　このような状況の下、国際都市大阪としてふさわしい環境を整えることが、ますます重要となっていることから、大阪府においては、ヘイトスピーチは許されないことを宣言し、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの共通認識の下、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するために、ヘイトスピーチを禁止する条例を制定しました。

|  |
| --- |
| Q４　この条例の対象は、外国人に対するヘイトスピーチのみであって、日本人に対するヘイトスピーチは対象にならないのですか。 |

A４

〇　条例の対象となるヘイトスピーチについては、大阪府人権施策推進審議会において、法律の「本邦外出身者」に限定するのではなく、「人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団」とすることが望ましいとの答申がなされました。

〇　この答申を踏まえ、条例では、ヘイトスピーチの対象について、法律のように「本邦外出身者（外国人）」に限定せずに、「人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団」と規定しています。

〇　そのため、例えば、アイヌ民族の方々など日本人へのヘイトスピーチも対象となります。

|  |
| --- |
| Q５　ヘイトスピーチを行った者の氏名の公表やその内容等に対する大阪府の認識の公表を規定しないのですか。 |

 A５

〇　大阪府においては、ヘイトスピーチは許されないことを宣言し、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの共通認識の下、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するために、ヘイトスピーチを禁止する条例を制定しました。

〇　こうした条例制定の目的から、個別のヘイトスピーチの事象について判断し、対処するものではなく、大阪府からヘイトスピーチをなくそうという意識を府民に共有していただくための取組を実施しようとするものです。

|  |
| --- |
| Q６　罰則は設けないのですか。 |

 A６

〇　罰則については、大阪府人権施策推進審議会において、罪刑法定主義の考え方から、何が刑罰の対象になるかを厳格に、また明確にすることが基本となり、ヘイトスピーチの様々な態様を踏まえると、当該行為に対して罰則等を科すことは適当だとは考えられないこと、また、ヘイトスピーチは許されないという共通認識を社会に根付かせるために、府の姿勢を明確に宣言するという条例の制定目的に鑑みると、罰則等は設ける必要はないという旨の答申がなされました。

〇　この答申を踏まえ、罰則は設けないこととしました。

|  |
| --- |
| Q７　「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」と、この条例の違いは何ですか。 |

A７

〇　法律において、地方公共団体は、国との適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることが定められており、大阪府としては、法律の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチ解消に向けた教育・啓発や相談に取り組んでいます。

〇　一方、この条例では、ヘイトスピーチを禁止し、ヘイトスピーチをなくそうという意識を府民に共有していただくため、大阪府、府民及び事業者の責務を定めており、ヘイトスピーチ解消に向けて大阪府が実施する施策に府民及び事業者は協力するよう努めることとするものです。

〇　大阪府がこの条例を制定したことにより、法律との関係で影響が生じるものではありません。

|  |
| --- |
| Q８　この条例に基づき、大阪府は、市町村とどのような取組を行うのですか。 |

A８

〇　この条例では、大阪府は、施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村におけるヘイトスピーチの解消に係る取組について協力することを定めており、大阪府と市町村は連携して、ヘイトスピーチ解消に向け、周知、啓発等に取り組みます。

|  |
| --- |
| Q９　大阪市では「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が制定されています。大阪府の条例において、大阪市域は、対象外となるのですか。 |

A９

〇　この条例が適用される範囲は、大阪府内全域です。大阪市域におけるヘイトスピーチについても、大阪府の条例において、禁止の対象となります。

〇　なお、大阪府の条例は、府民等を対象にヘイトスピーチを禁止するものであり、この条例に基づき、大阪府が実施するヘイトスピーチの解消に向けた取組によって、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の運用に支障を与えることはありません。

|  |
| --- |
| Ｑ１０　ヘイトスピーチにより、傷ついたり、被害を受けたりした場合は、どうすればよいのですか。 |

Ａ１０

　〇　大阪府では、大阪府人権相談窓口を設け、ヘイトスピーチを含む様々な人権に関する問題の相談に応じています。傷ついたり、被害を受けたりした場合には、一人で悩まず、ご相談ください。

　　　➤大阪府人権相談窓口

電話番号　06-6581-8634

　　　　　受付時間　平日　 9時30分～17時30分（祝日・年末年始を除く）

　　　　　　　　　　夜間　17時30分～20時　　　（毎週火曜日／祝日・年末年始を除く）

　　　　　　　　　　休日　 9時30分～17時30分（毎週第4日曜日）

　〇　法務省においても、次のような相談窓口が設けられています。

　　　➤みんなの人権110番

　電話番号　0570-003-110

　　　　　受付時間　平日（年末年始を除く）8時30分～17時15分

　　　➤インターネット人権相談　<http://www.jinken.go.jp/>

　　　➤外国語人権相談ダイヤル

　　電話番号　0570-090-911

　　　　　対応時間　平日（年末年始を除く）9時～17時

　　　　　対応言語　英語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、

スペイン語、インドネシア語及びタイ語

　〇　また、お住まいの市町村においても、人権相談を行っております。